

ご存知ですか？



農地を**売買・転用**するには



農業委員会の許可が必要です！

○農地を農地のまま、売買・譲渡したい。➡買側、譲り受け側に制限があります。

たとえば・・・

- 近所の農家に農地を譲りたい
- 所有者が遠方に居住する農地を買い受けて耕作したい 等

○農地を農業以外の目的で使用したい。➡農地転用の許可を受ける必要があります。

たとえば・・・

- 家や車庫を建てたい
- 駐車場を作りたい
- 植林して山林にしたい など



農地の転用・売買等をお考えの場合は、農業委員会にお問合せください！！

ご注意！

転用を検討している農地が「農振農用地域」に指定されていると農地転用はできません！

(農用地域に指定されているかは役場農林課農務係へお問合せください)

転用を検討している農地が「農振農用地域」に

指定されている

農振農用地域から除外する必要があります

■役場農林課農務係へ「**除外地申請書**」を提出してください。(申請書は役場農林課、各出張所に用意しています)

■農振農用地からの除外は年に1度しか行いません。**令和5年の申請期限は3月31日**です。転用を検討されている場合は必ず申請してください。

■除外が許可されれば、**農地転用許可申請**をすることができます。除外申請は、審査され許可されるまでに半年以上の期間が必要です。(許可は早くても11月以降になります)

指定されていない

農業委員会に農地転用許可申請をすることができます

■農業委員会(役場農林課農務係)へ「**転用許可申請書**」を提出してください。(申請書は役場農林課、各出張所に用意しています)

■転用許可申請は、随時受け付けています。農業委員会の審査は毎月行います。

■必ず転用許可を受けてから工事等に着手してください。(許可前に工事を始めることは違法行為です)

農地に関するお問合せは

白川町農業委員会(役場農林課内) 電話72-1311